

## 医療事故防止対策規程（例）

### （目的）

第1条 この規程は、（施設名）における医療事故を防止し、安全かつ適切な医療の提供体制を確立するために必要な事項を定める。

### （委員会の設置）

第2条 前条の目的を達成するため、当院に「医療事故防止対策委員会」（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる職員をもって構成する。

- 一 診療部門： 副院長、診療部長又は医長、薬剤科長、研究検査科長
- 二 看護部門： 看護部長又は総看護婦長、手術室婦長、病棟婦長、外来婦長
- 三 事務部門： 事務部長又は事務長、医事課長

3 委員長は副院長とする。

4 委員会は委員長が招集し、議題等付議すべき事項は、委員にあらかじめ通知する。

5 委員会は、毎月1回の定例会開催及び委員長の判断による臨時会を開催する。

### （委員会の任務）

第3条 委員会は、院長の諮問に応じて、所掌事務について調査審議するほか、所掌事務について院長へ建議することができる。

2 委員会の調査審議の結果については、院長に報告する。

### （委員会の所掌事務）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- 一 医療事故防止策の検討及び研究に関すること
- 二 医療事故の分析及び再発防止策の検討に関すること
- 三 医療事故防止のための職員に対する指示に関すること
- 四 医療事故防止のために行う提言に関すること
- 五 医療事故発生防止のための啓発、教育、広報及び出版に関すること
- 六 医療訴訟に関すること
- 七 その他医療事故の防止に関すること

(参考人)

第5条 委員長は、必要と認めるときは、関係職員の出席を求め、意見を聴取することができる。

2 委員長は、必要と認めるときは、関係業者の出席を求め、意見を求めることができる。

(リスクマネジメント部会)

第6条 医療事故防止対策を実効あるものにするため、委員会にリスクマネジメント部会（以下「部会」という。）を設置し、事故の原因分析や事故防止の具体策等について、調査・検討する。

2 部会員は、院長と委員長が協議の上、院長が指名する。

3 部会の運営要領は別に定める。

(庶務)

第7条 委員会の記録その他の庶務は医事課が行う。

(リスクマネージャー)

第8条 ヒヤリ・ハット事例の報告内容の把握、検討等を行い、医療事故の防止に資するため、リスクマネージャーを置く。

2 リスクマネージャーは、各診療科及び各看護単位にそれぞれ1名を、また、薬剤科、研究検査科及び事務部等各部門に、それぞれ1名を置くものとし、施設長が指名する。

3 リスクマネージャーの任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- ① 各職場における医療事故の原因及び防止方法並びに医療体制の改善方法についての検討及び提言
- ② 「ヒヤリ・ハット体験報告」の内容の分析及び必要事項の記入
- ③ 委員会において決定した事故防止及び安全対策に関する事項の所属職員への周知徹底、その他委員会及び部会との連絡調整
- ④ 職員に対する「ヒヤリ・ハット体験報告」の積極的な提出の励行
- ⑤ その他医療事故の防止に関する必要事項

(職員の責務)

第9条 職員は、業務の遂行に当たっては、常日頃から患者への医療、看護等の実施、医療機器の取扱などに当たって医療事故の発生を防止するよう細心の注意を払わなければならない。

(ヒヤリ・ハット体験報告)

第10条 院長は、医療事故の防止に資するよう、ヒヤリ・ハット事例の報告を促進するための体制を整備する。

2 ヒヤリ・ハット事例が発生したときは、当該事例を体験した職員は、別に定める「ヒヤリ・ハット体験報告」(別添3)を積極的に提出するよう努め、今後の医療事故の防止に資する。

3 「ヒヤリ・ハット体験報告」は、リスクマネージャーを経由して、委員会(部会を設置する場合は部会)に提出する。

4 「ヒヤリ・ハット体験報告」を提出した者に対し、当該報告を提出したことを理由に不利益処分を行ってはならない。

(事故報告)

第11条 職員は、自己の行為で医療事故を引き起こしたときは、応急措置又はその手配、拡大防止の措置及び直属上司等への口頭報告等、所要の措置を講じた後、速やかに「医療事故報告書」(別添6)を提出しなければならない。